

香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月10日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第19号

香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例

(香芝市監査委員条例の一部改正)

第1条 香芝市監査委員条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「その翌日とする。」を「その翌日」に改める。

第10条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に、「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和6年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(香芝市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 香芝市下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。